

(資料二)

平成二十二年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参
考
資
料

目 次

松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入に伴う関係条例の整理に関する条例	1
島根県県税条例の一部を改正する条例	1
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	2
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	4
島根県暴力団排除条例	5
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	9
島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例	11

平成22年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第112号議案

松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案理由

平成23年8月1日における松江市及び八束郡東出雲町の合併による同町の同市への編入に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

次に掲げる条例中、市町村の名称等に係る規定の整理

- (1) 島根県行政機関等設置条例
- (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- (3) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例
- (4) 島根県保健所条例
- (5) 島根県児童相談所条例
- (6) 島根県家畜保健衛生所条例
- (7) 島根県流域下水道条例
- (8) 島根県営住宅条例
- (9) 島根県公営企業の設置等に関する条例

3 施行期日

平成23年8月1日から施行する。

第113号議案

島根県県税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

社会情勢の変動にかんがみ、電気自動車に対する自動車税の負担の軽減等を図るため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 乗用車のうち電気自動車に対する自動車税の税率の改正
ア 営業用

改正前	改正後
普通自動車であるもの 年額 13,800円	年額 7,500円
小型自動車であるもの 年額 7,500円	

イ 自家用

改正前	改正後
普通自動車であるもの 年額 45,000円	年額 29,500円
小型自動車であるもの 年額 29,500円	

- (2) キャンピング車のうち電気自動車に対する自動車税の税率を年額23,600円とすること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第114号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

市町村への権限移譲計画に基づき権限移譲を行うため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 特定非営利活動法人に関する事務のうち、次の事務を邑南町に権限移譲すること。

ア 特定非営利活動促進法に基づく事務

- ア 設立の認証、認証の申請に係る公告及び関係書類の縦覧並びに不認証の通知
- イ 登記の完了の届出の受理
- ウ 仮理事及び特別代理人の選任
- エ 不正行為等の報告の受理
- オ 役員の名等の変更の届出の受理

- (カ) 定款の変更の認証及び軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理
- (キ) 事業報告書等の受理及び閲覧の実施
- (ク) 解散の認定及び解散の届出の受理
- (ケ) 清算人の氏名及び住所の届出並びに清算終了の届出の受理
- (コ) 残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の認証
- (ク) 裁判所に対する意見の陳述及び調査
- (シ) 合併の認証
- (ス) 法令違反等の疑いがある場合における報告の徴収、立入検査及び改善の命令
- (セ) 設立の認証の取消し及び認証の取消しに係る聴聞審理を非公開とする理由を記載した書面の交付
- (ソ) 警察本部長の意見の聴取
- イ 租税特別措置法施行令に基づく事務
 - 特定非営利活動法人に法令違反等の疑いがあると認められる相当の理由がない旨の証明書の交付
- (2) 旅券法に基づく事務のうち、一般旅券の発給の申請の受理、交付等の事務（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。）を大田市に権限移譲すること。
- (3) 母子及び寡婦福祉法に基づく事務のうち、次の事務を出雲市に権限移譲すること。
 - ア 母子・寡婦福祉資金（母子福祉団体に対するものを除く。イからキまでにおいて同じ。）の貸付け及び継続貸付けに係る申請の受理
 - イ 母子・寡婦福祉資金の償還の免除に係る申請の受理
 - ウ 母子・寡婦福祉資金の繰上償還に係る申出の受理
 - エ 母子・寡婦福祉資金の据置期間の延長に係る申請の受理
 - オ 母子・寡婦福祉資金に係る違約金の徴収の特例に係る申請の受理
 - カ 母子・寡婦福祉資金の償還金の支払猶予に係る申請の受理
 - キ その他母子及び寡婦福祉法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの
- (4) 農地法に基づく事務のうち、住所のある市町村の区域外にある農地等の賃借権等の権利の設定又は移転の許可及びその取消し等の事務を浜田市に権限移譲すること。
- (5) 都市計画法に基づく事務のうち、次の事務を浜田市に権限移譲すること。

- ア 開発行為の許可、変更の許可等
 - イ 開発行為に関する工事の完了検査等
 - ウ 開発区域内の土地における建築物の建築又は特定工作物の建設の承認
 - エ 開発行為に関する工事の廃止の届出の受理
 - オ 開発区域内の土地の建築物の建ぺい率等の指定及び建築の許可
 - カ 開発区域内又は開発区域以外の区域内における建築物の新築等の許可
 - キ 開発許可に基づく地位の承継の承認
 - ク 開発登録簿の調製、保管、登録、付記、修正、閲覧及び写しの交付
 - ケ 開発行為に関する報告若しくは資料の提出の要求又は勧告若しくは助言
 - コ 開発行為等の規制に違反した者等に対する命令、必要な措置の執行等
 - サ 開発行為又は建築に関する証明書等の交付
- (6) 租税特別措置法に基づく事務のうち、優良宅地の造成の認定を浜田市に権限移譲すること。
- 3 施行期日
- 平成23年4月1日から施行する。ただし、2の(2)については、平成23年10月1日から施行する。

第115号議案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

1 提案理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、店舗型性風俗特殊営業を禁止する地域について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態を見てした面会の申込みを取り次ぐこと等により異性を紹介する営業は、鳥根県の区域においては、これを営んではならないこと。

- 3 施行期日
平成23年1月1日から施行する。

第116号議案

島根県暴力団排除条例

1 提案理由

暴力団が県民の生活及び事業活動に不当な影響を与えている現状にかんがみ、暴力団排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び本県における社会経済活動の健全な発展に寄与するため、暴力団排除に関する基本的施策等について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) この条例は、暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び本県における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とすること。

(2) 次のとおり定義規定を設けること。

ア 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）に規定する暴力団をいうこと。

イ 暴力団排除とは、暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより県内における事業活動又は県民の生活に生じた不当な影響を排除することをいうこと。

ウ 暴力団員とは、法に規定する暴力団員をいうこと。

エ 県民等とは、県民及び事業者をいうこと。

オ 暴力団事務所とは、暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいうこと。

(3) 次のとおり基本理念を定めること。

暴力団排除は、県民等が、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団の利用、暴力団への協力及び暴力団との交際をしないことを基本として、県及び県民等による相互の連携及び協力の下に推進されなければならないこと。

- (4) 県及び県民等の責務について定めること。
- (5) 県は、財団法人島根県暴力追放県民センターの支援を受けて提起される、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員に対する請求に係る訴訟であって、暴力団排除に資すると認められるものについて、当該訴訟に係る費用に対する支援その他の必要な支援を行うことができること。
- (6) 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 警察本部長は、暴力団排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、当該者の保護に必要な資機材の貸付け、警察官による警戒その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (8) 県は、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は専修学校（高等課程に限る。）において、その生徒又は学生が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。
- (9) 県は、地域若しくは職域又は家庭において、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育及び指導、助言その他の支援が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。
- (10) 暴力団事務所は、学校（大学を除く。）、専修学校（高等課程を置くものに限る。）、児童福祉施設、児童相談所、公民館、図書館、博物館又はこれに相当する施設、家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所等の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならないこと。
- (11) 事業者は、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならないこと。
 - ア 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。
 - イ 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

- (12) 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならないこと。
- (13) 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならないこと。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでないこと。
- (14) 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならないこと。
- (15) 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認めるときは、次に掲げる事項のすべてを当該契約の内容に含めるよう努めなければならないこと。ただし、法令上の義務を履行するために当該契約を締結する場合は、この限りでないこと。
- ア 事業者は、暴力団員を契約の相手方としないこと。
- イ 契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、事業者は催告をすることなく、当該契約を解除することができること。
- (16) 事業者は、契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは、(15)のイに基づき、速やかに、当該契約を解除するよう努めなければならないこと。
- (17) 事業者は、その行う事業に関し、当該事業に係る取引関係者等が暴力団員でないことを確認するため、契約時に当該取引関係者等が暴力団員でない旨を書面で誓約させる等、暴力団排除に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (18) 暴力団員は、情を知って、事業者から当該事業者が(11)若しくは(12)に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が(11)若しくは(12)に違反することとなる当該暴力団員が指定した者に対する利益の供与をさせてはならないこと。
- (19) 暴力団員は、情を知って、事業者から当該事業者が(13)に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者に当該事業者が(13)に違反することとなる当該暴力団員が指定した者に対する利益の供与をさせてはならないこと。

- (20) 県内に所在する不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならないこと。
- (21) 何人も、自己が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約をしてはならないこと。
- (22) 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に関して書面による契約を締結する場合において、次に掲げる事項のすべてを当該契約の内容に含めるよう努めなければならないこと。
- ア 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。
- イ 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができること。
- (23) 不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、(22)のイに基づき、速やかに、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならないこと。
- (24) 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、(20)から(23)までに関し助言その他の措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- (25) 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならないこと。
- (26) 祭礼、興行その他の公共の場所において多数人が特定の目的のために一時的に集合することとなる行事を主催する者又はその運営に携わる者（以下「行事主催者等」という。）は、次に掲げる行為をしてはならないこと。
- ア 当該行事に関し、暴力団を利用すること。
- イ 当該行事の運営に関与しようとする者が暴力団員であることを知りながら、これを関与させること（ウに該当するものを除く。）。
- ウ 当該行事が行われることとなる場所（当該行事主催者等が当該行事の運営において管理する区域内に限る。）において、露店を出そうと

する者が暴力団員であることを知りながら、これに露店を出させること。

(27) 行事主催者等は、当該行事からの暴力団排除のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(28) 県は、行事主催者等が(27)の措置を講ずるために必要な情報の提供その他の支援を行うものとする。

(29) 公安委員会は、(11)、(12)、(18)、(21)、(25)又は(26)に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができること。

(30) 公安委員会は、(11)、(12)、(18)、(21)、(25)又は(26)に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができること。

(31) 公安委員会は、(29)により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又は(30)により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができること。

(32) (10)に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すること。

(33) 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、(32)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、(32)の罰金刑を科すること。

3 施行期日

平成23年4月1日から施行する。

第117号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

しまね医学生特別奨学金、特定診療科医師緊急養成奨学金及び研修医研修支援資金の返還債務の免除に関する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) しまね医学生特別奨学金関係

指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間が通算して1年以上となる場合であって、やむを得ない事由があると知事が認めるときは、当該期間について返還債務の免除の条件である指定医療機関における業務従事の履行を猶予すること。

(2) 特定診療科医師緊急養成奨学金関係

指定医療機関の長の指示により指定医療機関の特定診療科以外において医師の業務に従事する期間が通算して6月以上となる場合であって、やむを得ない事由があると知事が認めるときは、当該期間について返還債務の免除の条件である指定医療機関の特定診療科における業務従事の履行を猶予すること。

(3) 研修医研修支援資金関係

ア 臨床研修医に対する貸付金

(ア) 指定医療機関の長の指示により指定医療機関以外の医療機関において後期研修を受ける期間（以下「指定医療機関以外後期研修期間」という。）が通算して6月以上となる場合であって、やむを得ない事由があると知事が認めるときは、当該期間について返還債務の免除の条件である指定医療機関における研修の履行を猶予すること。

(イ) 指定医療機関以外後期研修期間のうち通算して6月未満までの期間に限り、指定医療機関において後期研修を受けたものとみなすこと。

イ 後期研修医に対する貸付金

(ア) 特定地域医療機関以外の指定医療機関において医師の業務に従事することについてやむを得ない事由があるとして知事が認めた場合における特定地域医療機関以外の指定医療機関（以下「特認指定医療機関」という。）において医師の業務に従事しようとする後期研修医についても、貸付けの対象とすること。

(イ) 特認指定医療機関において医師の業務に従事した期間については、当該期間を通算した期間に $\frac{3}{2}$ を乗じて得た期間をもって返還債務の免除の条件である特定地域医療機関（特認指定医療機関を含む。以下同じ。）における業務従事（以下「免除条件」とい

う。)の履行期間を計算するものとする。

(ウ) 特定地域医療機関の長の指示により特定地域医療機関以外の医療機関において医師の業務に従事する期間がある場合であって、やむを得ない事由があると知事が認めたときは、当該期間について免除条件の履行を猶予すること。

(4) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。

第118号議案

島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

青少年の健全な育成を図るため、深夜営業を行う施設への青少年の立入りの制限、青少年を深夜に外出させる行為等の禁止、入れ墨を施す行為等の禁止及びフィルタリング機能の利用等による有害情報の閲覧等の防止について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 深夜営業を行う施設への青少年の立入りの制限

ア 興行を開催する施設又は次に掲げる施設（法令により深夜（午後11時から翌日の午前4時までをいう。以下同じ。）において青少年の立入りが制限されているものを除く。）を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜において、当該施設に青少年（保護者又は保護者の委託を受け、若しくは同意を得た者が同伴するものを除く。イ及び(2)のウにおいて同じ。）を立ち入らせてはならないこと。

ア 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱を行わせる施設

イ 設備を設けて客に主に図書類を閲覧若しくは視聴させ、又はインターネットの利用を行わせる施設（図書館を除く。）

イ アの施設を営む者は、深夜に当該施設において営業を行う場合は、当該施設の入口等の見やすい箇所に、深夜における青少年の立入りを禁止する旨を表示しなければならないこと。

ウ 知事は、この条例を施行するために必要があると認めるときは、ア

の施設を営む者から必要な報告を徴し、又は知事の指定した職員をしてアの施設内にその営業時間中において立ち入らせ、調査させ、若しくは関係者に質問させることができること。

(2) 青少年を深夜に外出させる行為等の禁止

ア 保護者は、特別の事情がある場合を除き、青少年を深夜に外出させないように努めなければならないこと。

イ 何人も、正当な理由がある場合を除き、保護者の委託を受けず、又は同意を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならないこと。

ウ 深夜に営業を行う者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設又は当該施設の敷地（施設にあつては、法令及び(1)のアにより深夜において青少年の立入りが禁止されているものを除く。）にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならないこと。

(3) 入れ墨を施す行為等の禁止

ア 何人も、正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はあっせんしてはならないこと。

イ 何人も、入れ墨を施す行為が青少年に対して行われ、又は青少年がこの行為を行うことを知って、そのための場所を提供し、又は場所のあっせんをしてはならないこと。

(4) フィルタリング機能の利用等による有害情報の閲覧等の防止

インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング機能（インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報を一定の基準に基づき選別することにより有害情報の閲覧を制限する機能をいう。）を有するソフトウェアの利用その他の適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならないこと。

(5) 罰則

ア (3)のアに違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すること。

イ (2)のイ又は(3)のイに違反した者は、30万円以下の罰金に処すること。

ウ (1)のウによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入調査を拒

み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の罰金又は科料に処すること。

エ 青少年の年齢を知らないことを理由として、ア及びイによる処罰を免れることができないこと。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでないこと。

(6) その他規定の整備

3 施行期日

平成23年4月1日から施行する。